

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 3 年 8 月 1 2 日 富山地方法務局高岡支局 登記官 齋藤 幸弘
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第2302-2020-0083号	氷見市余川字田中 4 3 4 6 番 2
第2302-2020-0100号	氷見市余川字南山 1 9 番 2
第2302-2020-0146号	氷見市稲積字天坂 5 9 6 番